## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	健康増進課	整理番号	2-4
処分の種類	喫煙専用室の構造又は設備が技術的基準に適合しなくなったときに関する命令				
根拠法令条例等· 条項	健康増進法第34条第3項				
処分の概要	喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室の構造又は設備が技術的基準に適合しなくなったと認めるときは、掲示された標識を直ちに除去し、又は当該喫煙専用室の構造及び設備が技術的基準に適合するまでの間、当該室の供用の停止を勧告し、これに従わなかったときは、勧告に係る措置をとるべきことを命ずる。				
処分基準(未設定の場合はその理由)	た処分基準を 着	ますることが ま施府等の事事の 管は、定権室と を当該ののでは、 を当該ののででででででででででででででででででででででででででででででででででで	又は稀であり、あられる者置の関連を関する者の関連を関する。 ままり、 おいで ままり は に おいで ままり は に 対 に 対 に 対 に 対 に 対 に 対 に 対 に 対 に 対 に	命令等) 等の喫煙専用室の 合しなくなったと記 を専用されている場 を取る。)を技術直ちは できるとができる。 関煙のとができる。 関煙のとができる。 関煙のとができる。 できる。 と喫煙専用室できる。	構造又は設備が 別めるときは、当該 掲示された喫煙等 合にあって働いるとの厚し、令 を表し、合するまで を表に適合するまで を設等の管理権原 に設等の管理権原
基準の制定根拠			_		